

議案第三十五号

杉並区立成田図書館外一施設の指定管理者の指定について  
右の議案を提出する。

平成十九年二月二十日

提出者 杉並区長 山 田 宏

杉並区立成田図書館外一施設の指定管理者の指定について  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、  
公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

一 公の施設の名称

杉並区立成田図書館

(二)(一) 杉並区立阿佐谷図書館

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

丸善株式会社・株式会社東急コミュニティー共同事業体

中央区日本橋三丁目九番二号

三 指定の期間

平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

(提案理由)

杉並区立成田図書館外一施設に係る指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、提出するものである。